

## (5) 緑の中のまちづくり

### ① 沖縄県における緑地保全及び整備施策

県内における森林や里山など緑地、及び水資源の保全・整備に関する施策を以下に示す。これら県内における既存の制度等を踏まえた計画づくりが重要である。

#### 森林環境保全整備事業

○ 育成林整備事業

流域育成林整備

事業概要	主な事業内容	事業主体
流域における育成林の整備の推進を図るための森林施業及びこれに必要な路網の整備	育成単層林整備 ✓ 人工造林 ✓ 単層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	地方公共団体 森林組合 生産森林組合等 森林整備法人等 森林所有者※
	育成複層林整備 ✓ 樹下植栽 ✓ 複層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	
路網整備	など	都道府県 市町村 森林組合等

※森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

○ 共生環境整備事業

森林空間総合整備

事業概要	事業内容	事業主体
不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備	共生林整備 ✓ 樹木等の植栽 ✓ 雑草木の除去 ✓ 不用木の除去 ✓ 林間広場整備 など	都道府県 市町村

○ 緑の森整備

事業概要	事業内容	事業主体
身近な森林に対する市民の関心の高まりや森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備	共生林整備 ✓ 樹木等の植栽 ✓ 雑草木の除去 ✓ 不用木の除去 ✓ 枝葉の除去 など	地方公共団体 森林組合 生産森林組合等 森林整備法人等 森林所有者※
	など	都道府県 市町村 森林組合等

※森林施業計画の認定を受けた者、また市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者



育成複層林整備  
(上層木:シロのキウマツ 下層木:ツリハボク)



共生環境整備(休憩施設と案内板)

被害地等森林整備	事業概要	主な事業内容	事業主体
森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等	育成単層林整備 ✓ 人工造林 ✓ 単層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	樹下植栽 ✓ 複層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	都道府県 市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林整備法人 森林所有者の団体
			都道府県 市町村 森林組合等

林道改良統合補助

事業概要	主な事業内容	事業主体
既設林道等について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全など局所的構造の改良	局所改良 法面保全 ふれあい施設 交通安全施設 自然共生施設 など	都道府県 市町村 森林組合等

保全松林緊急保護整備

事業概要	主な事業内容	事業主体
公益的機能の高い健全な松林の整備や樹種転換	育成単層林整備 ✓ 人工造林 ✓ 単層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	都道府県 市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林整備法人 森林所有者の団体
	育成複層林整備 ✓ 樹下植栽 ✓ 複層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	
	不用木の除去・処理 など	

特定森林造成

事業概要	主な事業内容	事業主体
森林の生産力の回復や耕作放棄地等の林地化の促進を目的とした植栽等	育成単層林整備 ✓ 人工造林 ✓ 単層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	都道府県 市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林整備法人 森林所有者の団体
	育成複層林整備 ✓ 樹下植栽 ✓ 複層林改良 ✓ 下刈り ✓ 除・間伐 など	



不特定多数を対象とする森林整備



ふれあい施設



不用木の除去・処理(マツクイムシ被害木)



育成単層林整備  
(植栽木:ツリハボク)

#### 森林居住環境整備事業

○ 里山エリア交付金

沖縄荒廃森林等緊急整備

事業概要	主な事業内容	事業主体
居住地周辺における森林の整備、景観に配慮した森林の整備	居住地周辺森林整備 ✓ 客土・整地 ✓ 植付け ✓ 雑草木の除去 など	都道府県 市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林整備法人
	林内歩道等整備 ✓ 林内歩道 ✓ 作業路 付帯施設整備 ✓ 鳥獣害防止施設等整備 など	



居住地周辺森林整備(植栽木:ツリハボク)と林内歩道整備

#### 財団法人沖縄県水源基金

沖縄県	南城市	稲作発祥の地、霊泉として琉球王の信仰を得た受水走水などの史跡が多数あり、これと連携したグスクロードの整備や村土保全条例の制定などを行い、さらに湧水保全の清掃活動やこれを利用した酒の開発も進めている。
財団法人	沖縄県水源基金	1. 水源林造成対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成 2. 水源地域対策事業 3. 水源地域振興事業 4. 水源地域活性化等事業
		S54.3.29
		沖縄県
		沖縄県、南部水道企業団、沖縄市外29市町村 基本財産 100百40万円

図 2-36 沖縄県における緑地保全及び整備施策

190

## ②緑のネットワーク事例

緑地の保全・創出・育成による緑のネットワークを形成した開発事例として、港北ニュータウンのグリーンマトリックスシステムの事例を以下に整理した。

### グリーンマトリックスシステム

限られた都市空間の中で最大限レクリエーション活動ができるような仕組みを計画に取り入れている。

- ・公園をはじめ、運動公園・工程・計画建設予定地内の緑地などのオープンスペース
- ・文化財・保存緑地・神社・仏閣・屋敷林・樹林地など、**地域の歴史を保つ貴重な緑の資源を、歩行者専用道及び緑道で結びつけながら体系化**

### 公園計画

- ・公園面積の約半分は、**現況の地形や植栽を活かした設計**
- ・整備の際には多様なレクリエーション活動の実現と同時に生物環境の保全・育成をめざしニュータウン全域及び周辺地域を対象とした**自然公園的性格の「総合公園」**、自然地形、植栽を取り入れた「地区公園」・「近隣公園」の計画

運動広場計画…地域の人々のスポーツレクリエーションの場として、公園緑地を補完する運動広場8か所

### 緑道計画

- ・グリーンマトリックスの骨格となるもので、地域の特色である屋と地形を生かしながら、各種のオープンスペースを有機的に結んで、緑のネットワーク化
- ・**緑道の幅は10m～40m、さらに寺社仏閣、計画建設予定地などに付属する斜面緑地の部分を含めると100m以上になるところもあり、総延長は約14.5km**

緑道にはせせらぎが計画され、緑と水が一体化した豊かな自然の空間となるよう計画  
農業専用地区計画…公団施工地区に接して計画される農業専用地区は、生産緑地として都市農業の確立を図る

都市における景観的、防災的な役割を持ち、歩行者専用道などで公団施工地区と一体化するよう計画

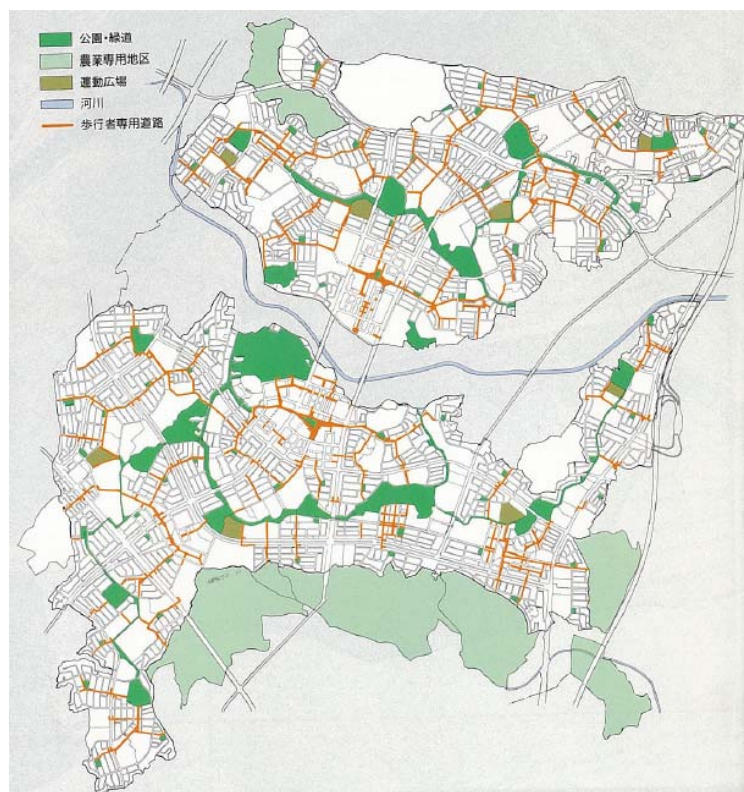
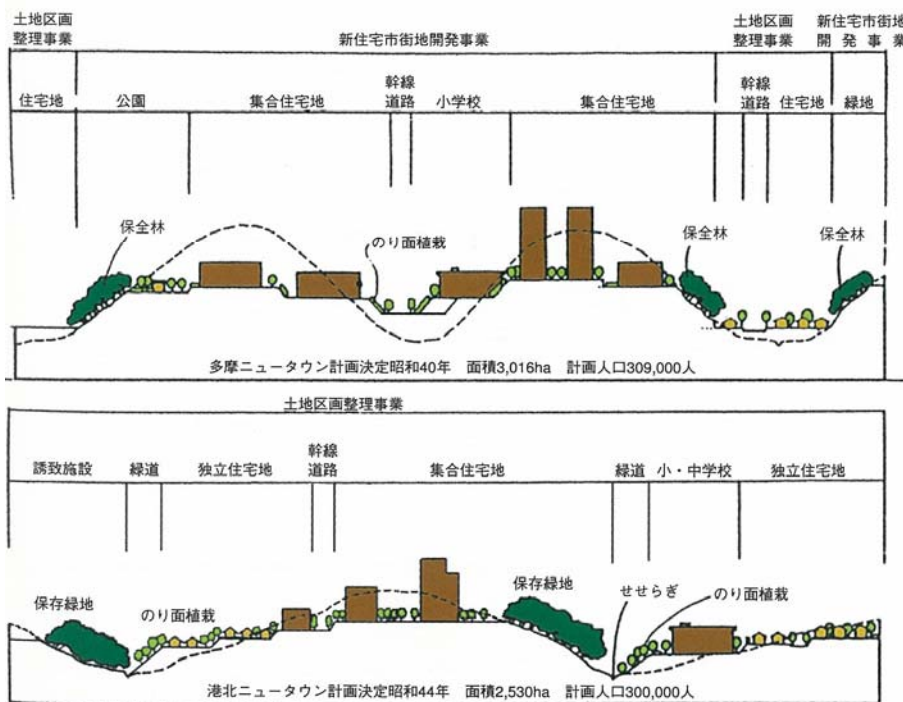


図 2-37 港北 NT における緑地配置図

■ 一足先に事業がスタートしていた多摩ニュータウンの初期の住区（B1、B2）では、新住宅市街地開発事業にともなう面開発によって多摩丘陵の田園景観が跡形もなく姿を消し、ニュータウン建設を疑問視する声が地元住民から少なからずあがっていた。当初、多摩ニュータウンでも原地形を最大限に活かし、尾根筋のスカイラインを保存するいわゆる「自然地形案」が立案されたこともあったが、その土地利用効率の悪さや開発コストの問題から最終的には中造成案が採用された。しかしながら大部分の谷戸には道路が走り、尾根筋は住宅地として開発され、昔日の面影を留めてはいない。事業手

法、造成手法からみた多摩ニュータウンと港北ニュータウンの違いは、前者が新住宅市街地開発事業を採用したことからある意味で既存の環境構造とは距離をおいて新都市の建設が可能であったのに対して、後者は、既存の環境構造の保全を前提として土地区画整理事業を採用した点にある。そこで、残す尾根・谷と残さないそれとを一定の基準のもとにはっきりと仕分けることで系統的に屋敷林を保存し、これら自然的緑地を既存の環境構造と新都市の環境とを融合させるための基盤、媒体として位置づけ、重層的な都市構造を形成するというコンセプトが発想されたのである。



造成手法にみる多摩ニュータウンと港北ニュータウンの違い

多摩ニュータウン

港北ニュータウン

図 2-38 多摩 NT と港北 NT の造成手法の違い

**多摩 NT** 土地利用効率性、開発コストの問題から中造成案の新住宅市街地開発事業を採用

⇒面開発によって多摩丘陵の田園風景を消失

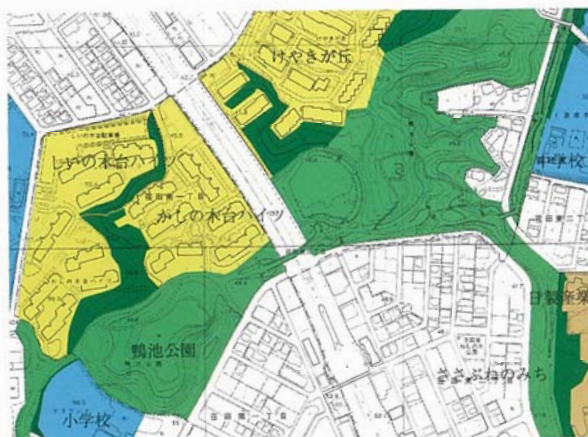
**港北 NT** 既存の環境構造の保全を前提として土地区画整理事業を採用

⇒尾根・谷の保全の有無を系統化し、屋敷林を保存

● 地区公園と集合住宅地 -鴨池公園周辺（II地区Dゾーン）-

■ このゾーンは、地区公園と集合住宅地の保存緑地を主要な構成要素としてグリーンマトリックス幹線が形成された。また、隣接する住区の近隣公園を互いに集合・連担させることによって機能を充足する単位（集合近隣公園＝地区公園）を形成すると同時にグリーンマトリックス幹線の形成にも寄与するという先に述べた計画理論が実践に移されたゾーンでもある。

さらに、このゾーンにおいて注目すべきは、鴨池公園内の豊かな樹林の緑が集合住宅地の内奥部まで貫入せられている点で、これらはいずれも集合住宅地の保存緑地として担保されたものである。オープンスペースを媒介として地区公園と集合住宅地からなるスーパーブロックが構造化された典型といえよう。



鴨池公園周辺土地利用計画



現存植生—造成前（1973年）—

公園・住宅地開発と植生の運動

■ 造成前の現存植生は、南北に走る谷戸を挟み込むようなかたちで複雑な形状をした樹林地（グリーンのハッチング部分）が立地する。それ以外の部分は、農耕地、草地もしくは裸地である。

- ・ 南北方向の2本の谷戸地形
- ・ 地形を反映した複雑な緑地形態



基盤的植生相—造成後（1981年）—

■ 造成によって、谷戸をはさむ二ヶ所の樹林地のパッチと写真真東側の斜面の樹林地が断続的ではあるが南北に帯状に残される（基盤的植生相）。谷戸をはさむ二ヶ所の樹林地に隣接して集合住宅地が設定され、集合住宅の敷地の内部には残された樹林が楔状に貫入している。

- ・ 東側の造成法面に斜面の樹林地を保存



基盤的植生相+基幹的植生相=現存植生（1995年）

■ 鴨池公園（地区4号公園）と集合住宅地（けやきが丘、しいの木台ハイツ、かしの木台ハイツ）、および緑道4号緑地（ささふねのみち）の植栽整備（基幹的植生相）によって、残された基盤的植生相の緑が拡大、補完され、これらが一体となってグリーンマトリックス幹線が形成される。今日、基盤的植生相と基幹的植生相とは完全に一体化して現存植生をなし、両者を見分けることは困難である。

- ・ 公園と集合住宅の緑が一体化
- ・ 緑とオープンスペースを媒体として異種土地利用を束ねる

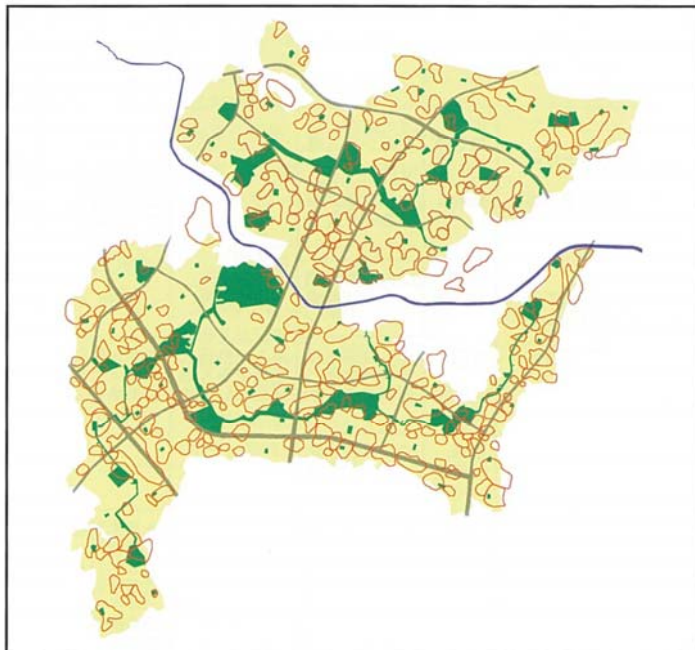
図 2-39 緑地の段階的な整備

● 文化財・社寺の保全活用

グリーンマトリックスシステムと埋蔵文化財

■ 埋蔵文化財の保全は緑地の保全とともに、グリーンマトリックスシステムに課せられた大きな課題の一つである。グリーンマトリックス幹線のルートは、なるべく埋蔵文化財や遺跡の包蔵地を通過するかたちで選定されている。

埋蔵文化財や遺跡の包蔵地を通過するように緑を配し、一体的に保全



公園緑地と埋蔵文化財の位置

■ 港北ニュータウン開発事業にあたっては、大塚・歳勝土遺跡（右図）を含む268箇所の遺跡の発掘調査が行われた。なかでも、大塚・歳勝土遺跡は、弥生時代中期の環濠集落跡（大塚遺跡）と方形周溝墓群（歳勝土）が一体となった貴重な遺跡として、1986年、国史跡に指定された。

また、本遺跡の立地する早濶川に面した台地は、早濶川をはさんで対面する都筑中央公園（総合公園）とともに港北ニュータウン・センター地区の貴重な自然的・歴史的資源としても位置づけられる。そこで、遺跡とその周辺の斜面の樹林地を含む一帯が、横浜市の事業により都市公園（歴史公園）として整備された。横浜市歴史博物館に隣接して、遺跡を中心とした野外施設（体験学習工房、体験広場、林間広場）、民家園等が設けられ、文化財の保存とともに積極的な活用がはかられている。

重要遺跡と周辺の斜面地を含む一帯を歴史公園として事業化（博物館や教育・体験施設）



大塚歳勝土遺跡公園平面図（大塚・歳勝土遺跡公園リーフレット、横浜市、1997年）

図 2-40 文化財・社寺の保全活用の計画